

表5 - 7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

(平成15年3月31日現在)

特定施設の種類	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	稼働施設		休 止	合 計	稼働事業場		休 止	合 計
	測定義務あり	測定義務なし ^{注1}			測定義務あり	測定義務なし ^{注1,2}		
アルミニウム合金製造施設	16	0	0	16	0	2	0	2
廃棄物焼却炉	135	6	10	151	8	12	0	20
下水道終末処理場	-	-	-	-	1	0	0	1
合 計	151	6	10	167	9	14	0	23

(資料：環境政策課)

- (注) 1 平成15年3月31日現在で、稼働期間が1年未満または建設中の施設。
 2 排水がない事業場または下水道等へ排出する事業場。